

■ 関東経済産業局が締結した契約について苦情のある方へ ■

支出負担行為担当官
関東経済産業局総務企画部長

関東経済産業局が締結した契約について苦情がある場合には、以下により申立てを行うことができます。

1 苦情の申立てができる者及びその範囲

(1) 一般競争入札に係るもの

競争参加資格の確認申請を行った者のうち、支出負担行為担当官等により競争参加資格がないと認められた理由の説明を受けた者で、当該理由について不服がある場合は、支出負担行為担当官等に対して競争参加資格がないと認められた理由についての説明を求めることができます。

(2) 指名競争入札に係るもの

当該入札と同一の契約の種別に登録がある有資格業者のうち、当該指名競争に参加できる者として指名されなかったことに対して不服がある者は、支出負担行為担当官等に対して非指名理由についての説明を求めることができます。

(3) 随意契約に係るもの

当該契約の相手方として選定されなかった者であって、契約履行できる能力があると判断された者のうち、選定されなかった理由に対して不服がある者は、支出負担行為担当官等に対して当該契約の相手方として選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

2 苦情の申立ての方法

苦情の申立ては、以下に掲げる期間内に書面により、支出負担行為担当官等に対して行うことができます。

(1) 1(1)に掲げる苦情にあつては、支出負担行為担当官等が落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日以内とします。(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を含まない。)

(2) 1(2)に掲げる苦情にあつては、支出負担行為担当官等が指名業者名の公表を行った日の翌日から起算して5日以内とします。(休日を含まない。)

(3) 1(3)に掲げる苦情にあつては、支出負担行為担当官等が随意契約の相手方の公表を行った日の翌日から起算して5日以内とします。(休日を含まない。)

3 苦情申立てに対する回答

苦情の申立てがあつた場合は、支出負担行為担当官等は苦情を申立てることができる最終日から起算して5日以内(休日を含まない。)に書面により回答いたします。

ただし、苦情件数が多数に及ぶ等事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、回答期間を延長できるものとしています。

4 再苦情の申立てができる者及びその範囲

1(1)、(2)及び(3)に掲げる苦情の申立てを行った者であつて、支出負担行為担当官等から回答を行った書面による説明に対して不服がある者は、再苦情の申立てを行うことができます。

5 再苦情の申立ての方法

再苦情の申立ては、苦情申立てに対する回答が行われてから7日以内(休日を含まない。)に書面により、大臣官房会計課長(以下「会計課長」という。)に対して行うことができるものとします。

6 再苦情申立てに対する回答

再苦情の申立てがあつた場合、会計課長は契約評価監視委員会に審議を依頼します。同委員会では再苦情に係る申立てがあつた日から概ね50日以内(休日含む。)に審議を行い、意見書を作成した後、会計課長に報告を行います。

会計課長はその報告がなされたときは、報告を受け取った日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)を目途に、再苦情の申立者に対して審議の結果を書面により通知いたします。

7 政府調達について

政府調達に関する協定(平成7年12月8日条約第23号)の対象となる政府調達については、「政府調達に関する苦情の処理手続」(平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進本部決定)に基づく政府調達苦情検討委員会による苦情処理が行われています。